

## 進捗整理表：住宅・建築物のエネルギー性能の向上

令和 3 年 3 月 29 日

内閣府事務局

論点	意見（委員意見書等）	対応状況 (○、△、×)	対応詳細（国土交通省、経済産業省）
① 目標・ロードマップ設定 (2021 年内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050 年カーボンニュートラルを実現に向け、住宅・建築物の 2050 年のありべき姿を明確にし、それに向けた 2030 年、2050 年の目標を設定すべき。</li> <li>また、同目標を達成するためのロードマップをバックカスティングで設定すべき。</li> </ul>	△	<p><b>【対応予定】（国土交通省）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住生活基本計画（3 月 19 日閣議決定済）において、「<u>2050 年カーボンニュートラルの実現目標からのバックカスティングの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化や ZEH の普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する。</u>その検討を踏まえて住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及び ZEH の供給割合の目標を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映し、これらは住生活基本計画の成果指標に追加されたものとみなす。」などと記載。</li> <li><u>ロードマップ策定に向けた検討会（国土交通省、経済産業省、環境省 3 省合同）の立ち上げに関するプレスリリースを 3 月中に実施予定</u></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標・ロードマップ策定に関し、オープンな議論をすべく、現在の「住宅・建築物における地球温暖化対策計画の目標達成の寄与度」を算定した根拠も含む詳細を明らかにすべき。</li> </ul>	○	<p><b>【対応済】（国土交通省）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考資料1として、3月29日第7回再エネ規制総点検タスクフォース（本日）にて公表。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住生活基本計画の中で、気候変動に対応する為の行動を明確化すべき。</li> </ul>	○	<p><b>【対応済】（国土交通省）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住生活基本計画（3月19日閣議決定済）の「はじめに」のパートに気候変動に関する記載を追記。</li> </ul>
<p>② 省エネ基準の適合義務化・基準強化 （2021年内改正、2年内施行）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで省エネルギー基準が義務化されてこなかったために、新築住宅の31%、新築小規模建築物の25%が、現在の高いとはいえない基準も満たしていないため、現在の省エネルギー基準をすべての建物で適合義務化すべき。</li> <li>・ 2030年、2050年目標達成に向けたロードマップの中で、適合基準強化のスケジュールを明示すべき。特に非住宅建築物に関しては、すでに適合義務をほぼ達成していることから、更なる強化が検討されるべき。</li> </ul>	△	<p><b>【対応予定】（国土交通省）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住生活基本計画（3月19日閣議決定済）において、<u>「住宅の省エネルギー基準の義務づけや省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化」</u>、「規制措置の強化等に関するロードマップを策定」、「住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合の目標を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映」などと記載。</li> <li>・ ロードマップの作成においてスケジュール感含め検討する。</li> </ul>

③ ZEH、ZEB に関する目標設定・義務化検討 (2021 年内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住生活基本計画や地球温暖化対策計画に、ZEH や ZEB の数値目標を明記し、一般工務店も含め、国全体で導入が進むようにすべき。</li> </ul>	△	<p><b>【対応予定】(国土交通省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住生活基本計画(3月19日閣議決定済)において、「ZEHの普及拡大含めたロードマップの策定」、<u>「ZEHの供給割合の目標等を地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映し、これらは住生活基本計画の成果指標に追加されたものとみなす」</u>などと追記。</li> <li>ロードマップの作成において、ZEHやZEBの数値目標及びそのスケジュール感含め検討する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年のカーボンニュートラル達成に向け、現在のZEHの2030年目標「新築住宅の平均でZEH(新築住宅の半分がZEH基準を満たす)」をさらに強化すべき。また、2024年度には、ZEHの断熱基準(現在の省エネルギー基準より20%低いレベル(一次エネルギー基準))の適合義務化を進めるべき。さらに、次の段階として、太陽光発電設置も含めた原則ZEHの義務化が基準となるべき。</li> </ul>	△	<p><b>【今後対応を検討】(国土交通省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロードマップの作成において検討する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2030 年までに新築建築物の半数で ZEB を実現するという目標をさらに詳細に検討し、ロードマップに反映すべき。</li> </ul>	△	<p><b>【今後対応を検討】（国土交通省）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロードマップの作成において検討する。</li> </ul>
④ 既存住宅・建築物の省エネルギー対策の推進 (2021 年内検討、2022 年実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の住宅ストックの 68% は断熱不十分であり、そのうち約半数は無断熱という状況であり、2050 年カーボンニュートラルを実現するため、増改築や大規模改修時には、省エネルギー基準を適合義務化とすべき。</li> <li>・ また、同適合義務化のために、基準設定、ラベリング、診断やコンサルティング、ファイナンス支援といった総合的な政策パッケージを同時に整備すべき。</li> </ul>	△	<p><b>【今後対応を検討】（国土交通省）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住生活基本計画（3 月 19 日閣議決定済）に「住宅の省エネルギー基準の義務づけや省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化」、「規制措置の強化等に関するロードマップを策定」などと追記。</li> <li>・ ロードマップの作成において検討する。</li> </ul>
⑤ 住宅・建築物のエネルギー性能表示（BELS）の義務化 (2021 年内改正、1 年内施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者が建物の性能を認識し、改善する機会を提供するだけでなく、比較して選択することができるよう、新築はもちろんのこと、既存住宅・建築物においても、売買や賃貸などの取引時・改修時には、エネルギー性能表示（BELS）を義務付けるべき。</li> </ul>	△	<p><b>【対応予定】（国土交通省）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住生活基本計画（3 月 19 日閣議決定済）に「住宅の省エネルギー基準の義務づけや <u>省エネルギー性能表示に関する規制など更なる規制の強化</u>」、「規制措置の強化等に関するロードマップを策定」などと記載。</li> <li>・ ロードマップの作成においてスケジュール感含め検討する。</li> </ul>

<p>⑥ 建材、家電設備等の省エネルギー性能のさらなる強化 (2021 年内改訂強化)</p>	<p>・住宅・建築物の適合義務化と省エネルギー基準の強化の下支えとして重要なものは、建材や設備などの性能の強化である。家電製品についてはトップランナー制度が施行され、大きく効率を向上させてきたが、2010 年以降はエアコンやテレビなど目標年度が終了したのも多いため、機器の性能向上が見込める場合はさらなる目標設定を進め、性能向上が難しい場合には、性能の低いものを市場から排除する規制を検討すべき。</p>	<p>○</p>	<p><b>【順次対応中】(経済産業省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トップランナー制度のうち、目標年度を過ぎた各種のエネルギー多消費機器については、技術の進展や足下の高効率機器の普及状況を踏まえつつ、<u>基準の見直しを随時行っているところ。</u></li> <li>・ 例えば、2010 年度が目標年度となっていた家庭用エアコンは現在審議会（総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会傘下のワーキンググループ）にて新しい目標基準値等について検討を行っており、2021 年度に取りまとめの見込み。テレビや電気温水機器については、本年 2 月及び 3 月に新しい目標基準値・目標年度等を取りまとめ、公表済み。</li> <li>・ 引き続き、適切に見直しを進めていく。</li> </ul>
	<p>・ 建材についても 2013 年からトップランナー制度が導入されているが、2050 年カーボンニュートラルを念頭に新築建築物の断熱性能を向上させるため、トップランナー制度の対象の拡大や目標レベルの引き上げ、目標年度の前倒し、さらには遵守の徹底などの制度の強化を図るべき。また、低品質の建材を市場から排除する規制も検討すべき。</p>	<p>○</p>	<p><b>【対応予定】(経済産業省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建材トップランナー制度については、ガラス及びサッシのトップランナー基準の目標年度が 2022 年度となっており、今後、事業者の達成状況を確認しつつ、住宅等の省エネ基準等見直しと整合的に、2050 年カーボンニュートラルを踏まえ、住宅の断熱性能の向上に資する高性能な建材が市場に普及していくよう <u>トップランナー基準の引上げを含めた制度の見直し</u>に向け、<u>今年前半に審議会（総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会傘下のワーキンググループ）を開催し、2021 年度内に取りまとめを目指す。</u></li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>また、需要側が高性能な窓を選択可能とすることにより低品質な窓が市場から排除されるよう、<u>窓の性能表示制度のあり方について見直しの検討を行い、2021年度内に結論を得ることを目指す。</u></li> </ul>
<p>⑦ 公共建築物での ZEB、ZEH の積極的な採用 (2021 年内予算確保、2022 年度開始)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築物においては、革新的技術が活用できるフィールドとしての役割も大きく、積極的に実証実験を実施し、結果をモニタリングしてフィードバックするといった貢献が求められるため、全ての公共建築物で ZEB が目指されるよう、設計における標準化、予算措置や、地方自治体への支援など、実効性のある対策を実行すべき。</li> </ul>	○	<p><b>【対応予定】(国土交通省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官庁営繕事業における ZEB の取組として、低コスト化のための技術開発の動向等を踏まえつつ、<u>今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented とし、ノウハウを蓄積しつつ、2030 年までに新築建築物の平均で ZEB を実現することを目指し、以下の取組を行う。</u></li> <li>- 先行事例として、<u>「大阪第 6 地方合同庁舎 (仮称)」(令和 4 年 9 月完成予定)において ZEB Oriented を実現する。</u></li> <li>- 各府省庁等における ZEB の実現に寄与するため、<u>先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有するとともに、得られた技術情報を基に、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを進める。</u></li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅に ZEH の断熱基準を導入し、ZEH の集合住宅 (ZEH-M マンション) を実現すべき。新築のみならず既存の公営住宅も改修していくことで、他の集合住宅改修の重要な参照事例となり、良質なストック形成に寄与すると共に、低所得者の自立支援にも繋がる。</li> </ul>	△	<p><b>【対応予定】(国土交通省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅等への ZEH の取組に関しては、ロードマップの作成においてスケジュール感含め検討する。</li> </ul>
<p>⑧ 建物の詳細なエネルギー調査のデータベース整備 (2021 年内予算確保、2022 年実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築分野の政策の導入、推進に当たっては、科学的な根拠や進捗状況の把握が重要であり、こうしたデータ整備は、関連の調査研究を活性化させ、新たな技術の創出や、普及を図る基盤となるが、本格的な調査は 2017 年度以降実施されていないため、政府が率先して基礎調査、データベース化を行うべき。なかでも既存の建物の詳細なエネルギー調査とデータベースの整備は必須であり、早急を実施すべき。</li> </ul>	○	<p><b>【対応予定】(国土交通省)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のスケジュールで検討中。 2022 年度 調査に向けた準備行為 2023 年度 調査実施</li> </ul>